

## 職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

**1 事件の概要**

当該職員は、平成29年度から令和3年度にかけて（令和元年度は除く）、通院にかかる領収書の日付等の改ざんや、必要な領収書等の添付を怠るなどにより、病気休暇を不正取得したほか、制度上取得できない病気休暇の取得や出退勤記録の未実施により、延べ163日間に渡り不適切な勤怠処理を行い、合計約527万円の給与を不正に受給しました。

**2 被処分者及び処分内容**

地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
青葉区	事務職員	40代	懲戒免職 (退職手当等全額不支給)

※本処分については、令和5年4月14日付横浜市報に登載予定です。

(参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

**3 管理監督者処分**

次の4名を管理監督者処分としました。

- ・部長級1名、課長級1名 市長文書訓戒
- ・部長級1名、課長級1名 市長口頭厳重注意

お問合せ先	
総務局人事課	Tel 045-671-4005